

ID: 1962

担当部署: 町民生活課

処分の概要	熱中症対策普及団体の指定の取消し		
法令名 根拠条項	気候変動適応法 第23条第6項		
法令番号	平成30年法律第50号		
【基準】	法第23条第6項の規定による。 (熱中症対策普及団体) 第23条 6 市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 (2) 前項の規定による命令に違反したとき。		
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日